

# 横浜市土地区画整理事業補助金交付要綱

制 定 平成30年 3月22日 都市調第832号  
一部改正 令和 6年 4月 1日 都市調第920号  
(都市整備局長決裁)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、横浜市内の市街化区域において、都市計画道路等の基盤整備及び無秩序な市街化を防止するため、土地区画整理事業の施行者に対し、組合等区画整理事業補助金、都市再生区画整理事業補助金及び無電柱化推進計画事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、補助金の適正な執行を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 土地区画整理事業

土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）に規定する土地区画整理事業をいう。

#### (2) 施行者

次のいずれかに該当する者とする。

ア 個人施行者（法第3条第1項に規定する要件を満たす者）

イ 土地区画整理組合

ウ 区画整理会社（法第3条第3項に規定する要件の全てに該当する株式会社をいう。）

エ 独立行政法人都市再生機構

オ 地方住宅供給公社

カ 農住組合法（昭和55年法律第86号）に規定する農住組合

#### (3) 組合等区画整理事業補助金

組合等区画整理補助事業実施要領（平成15年 5月27日国都市第67号別紙第2。以下「国要領」という。）に規定する補助金をいう。

#### (4) 都市再生区画整理事業補助金

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年 3月26日国官会第2317号。以下「交付金要綱」という）附属第Ⅱ編イ-13-（6）の1.第1項及び第2項イからニまでに規定する事業（同編ロ-13-（6）で準用する場合を含む。）に対する補助金をいう。

(5) 無電柱化推進計画事業補助金

無電柱化推進計画事業補助制度要綱（令和2年4月1日国都街第120号、国道環第109号。以下「無電柱化要綱」という。）に規定する補助金をいう。

（補助金の交付）

第3条 市長は、施行者に対し、予算の範囲内において、土地区画整理事業の実施に要する費用の一部を補助金として交付することができる。

（暴力団の排除）

第4条 市長は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月22日横浜市条例第51号）第8条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2 次の各号に掲げる施行者には、補助金を交付しない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあつては、代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるとき

(3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するとき

3 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、必要に応じ補助金の申請をした施行者又は交付決定を受けた施行者が、本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

## 第2章 組合等区画整理事業補助金

（組合等区画整理事業補助金の申請者）

第5条 組合等区画整理事業補助金の交付を申請できる者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第2条第2号イからオに定める施行者

(2) 個人施行者（同意施行者（土地区画整理事業を単独で若しくは共同して施行するもの（民間事業者を除く。）又は独立行政法人都市再生機構若しくは民間都市開発推進機構と共同して施行する民間事業者に限る。）又は「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」（昭和50年法律第67号）第10条の規定に基づく特定土地区画整理事業（以下「特定土地区画整理事業」という。）を単独で若しくは共同して施行する公的主体に限る。）

(3) 特定土地区画整理事業を施行する農住組合

(組合等区画整理事業補助金の交付対象となる事業)

第6条 組合等区画整理事業補助金の交付の対象となる事業は、交付金要綱第6の一に規定する道路事業のうち、国要領第5に規定する採択基準に適合する土地区画整理事業とする。

2 組合等区画整理事業の補助対象の範囲は、国要領第7で定める費用のうち、市長が必要と認めたものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、法第120条の規定に基づく街路事業に係る公共施設管理者負担金を受け、又は受けようとする土地区画整理事業については、組合等区画整理事業補助金の交付の対象としない。

(組合等区画整理事業補助金の額)

第7条 組合等区画整理事業補助金の額は、国要領第6第1項及び第2項により定められる補助基本額を上限とし、予算の範囲内において定める。ただし、前条第2項に規定する補助対象の範囲内の工種に係る事業費の額が補助基本額に満たない場合は、当該事業費の額を上限とする。

### 第3章 都市再生区画整理事業補助金

(都市再生区画整理事業補助金の申請者)

第8条 都市再生区画整理事業補助金の交付を申請できる者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第2条第2号イからカに定める施行者

(2) 次のいずれかの土地区画整理事業を行う個人施行者

ア 3人以上が共同して行う土地区画整理事業

イ 宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得た者が行う土地区画整理事業  
(当該施行者が民間事業者である場合を除く。)

(都市再生区画整理事業補助金の交付対象となる事業)

第9条 都市再生区画整理事業補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 交付金要綱附属第Ⅱ編イ-13-(6)の3.第1項から第5項までに定める地区(同編ロ-13-(6)で準用する場合を含む。)であること。

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。)第4条第15項に規定する都市計画事業として実施する土地区画整理事業であること。

(3) 都市再生区画整理事業の施行地区における施行前の山林(認可申請を行う年の1月1日現在における、固定資産税課税台帳による現況地目が山林である土地をいう。)の面積は、施行面積の30パーセントを超えてはならないこと。

(4) 都市再生区画整理事業の施行地区に接続する道路の幅員は、施行地区面積が20ヘクタール以上にあつては、幅員9メートル以上であること。また、施行地区面積が20ヘクタール未満にあつては、6.5メートル以上であること。

- 2 都市再生区画整理事業の補助対象の範囲は、交付金要綱附属第Ⅲ編イ-13-(6)の2.  
(同編ロ-13-(6)で準用する場合を含む。)に規定される交付金要綱の国費の算定方法  
に規定される交付対象事業の範囲とする。

(都市再生区画整理事業補助金の額)

第10条 都市再生区画整理事業補助金の額は、交付金要綱附属第Ⅲ編イ-13-(6)の1.第1  
項及び第2項(同編ロ-13-(6)で準用する場合を含む。)に規定する基礎額の算定に用い  
られる費用を上限とし、予算の範囲内において定める。

#### 第4章 無電柱化推進計画事業補助金

(無電柱化推進計画事業補助金の申請者)

第11条 無電柱化推進計画事業補助金の交付を申請できる者は、第2条第2号に規定する者と  
する。

(無電柱化推進計画事業補助金の交付対象となる事業)

第12条 無電柱化推進計画事業補助金の交付対象となる事業は、無電柱化要綱第4に規定する  
事業とする。

- 2 無電柱化推進計画事業の補助対象の範囲は、無電柱化要綱に規定する事業に係る費用のう  
ち、市長が認めたものとする。

(無電柱化推進計画事業補助金の額)

第13条 無電柱化推進計画事業補助金の額は、第12条に規定する事業に要する費用のうち施行  
者が負担する額を上限とし、予算の範囲内において定める。

#### 第5章 実施計画

(実施計画に係る事前協議)

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、法第14条第1項又は第3項に基づき事業計画が  
認可される見込みの日のおおむね6か月前までに、実施計画事前協議申出書(第1号様式)  
に必要な書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、実施計画事前協議申出書を審査し、その内容が適正と認める場合は、実施計画事  
前協議完了通知書(第2号様式)により施行者に通知するものとする。

(実施計画の承認)

第15条 補助金の交付を受けようとする施行者は、前条に定める協議完了後、かつ、法第14条  
第1項又は第3項に基づく事業計画認可後、速やかに実施計画承認申請書(第3号様式)に  
必要な書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、実施計画承認申請書を審査し、承認する場合は、実施計画承認通知書(第4号様

式)により施行者に通知するものとする。

(実施計画の変更)

第16条 施行者は、前条の承認を受けた後、次の各号に該当する事実が生じた場合、実施計画変更承認申請書(第5号様式)に必要な書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 組合等区画整理事業補助金の額、都市再生区画整理事業補助金の額及び無電柱化推進計画事業補助金のそれぞれの補助金の額を変更しようとするとき
- (2) 補助金の交付対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするとき
- (3) 補助金の交付期間を変更しようとするとき
- (4) その他事業計画の変更に伴い実施計画の変更を行う必要があるとき

2 市長は、実施計画変更承認申請書を審査し、承認する場合は、実施計画変更承認通知書(第6号様式)により施行者に通知するものとする。

## 第6章 補助金の交付申請等

(補助金の交付の申請)

第17条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書(第7号様式)に次の各号に掲げる書類等を添付のうえ、市長に申請するものとする。

- (1) 補助金の交付対象事業の内容及び関係図面
  - (2) 補助金の算出の根拠となる資料
  - (3) 工程表
  - (4) 第4条第2項各号のいずれかに該当するか否か神奈川県警察本部長に照会することについて、同意したことを証する書類(第8号様式)
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 無電柱化推進計画事業費補助金の交付を申請する場合は、前項に掲げる書類のほかに無電柱化要綱に定める「別紙様式 無電柱化事業計画」に準じた書類を添付すること。
- 3 補助金規則第5条第2項の各号に掲げる書類については同条第3項の規定に基づき、補助金交付申請書への添付を省略することができる。
- 4 施行者は、第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第18条 市長は、前条に規定する交付申請に係る書類等を審査し、これが適正であると認めた

ときは、補助金交付決定通知書（第9号様式）により施行者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付することができる。
- 3 施行者は、第1項の補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金等の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。この場合、施行者は、補助金交付申請取下申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（交付決定の変更申請及び承認通知）

第19条 施行者は、交付決定の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ補助金交付決定変更申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更しようとする内容が次の各号に掲げる内容に限る場合は、市長の承認を不要とすることができ、この場合は変更内容に係る届出で足りるものとする。

- (1) 経費配分又は事業内容を変更しようとする場合において、組合等区画整理事業補助金、都市再生区画整理事業補助金及び無電柱化推進計画事業補助金の各々の交付決定額に変更を生じないもの
  - (2) 完了期日を変更しようとする場合において、補助金の繰越を伴わない変更で、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後6か月以内であるとき
- 2 市長は、前項の申請があった場合において、その申請が適正であると認めるときは、補助金交付決定変更承認通知書（第12号様式）により施行者に対して通知するものとする。

（交付決定の取消申請及び承認通知）

第20条 施行者は、補助金の交付決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付の決定の取消しを申請しようとするときは、補助金交付決定取消申請書（第13号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、その申請が適正であると認めるときは、補助金交付決定取消承認通知書（第14号様式）により施行者に対して通知するものとする。

（入札又は見積書の徴収に関する承認）

第21条 補助金規則第24条ただし書きにある、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合とは、次の各号に掲げる業務について、市内事業者以外の事業者による入札又は見積書の徴収により締結する場合とする。

- (1) 業務代行等の総合的な事業支援に関する業務契約を締結する場合
  - (2) 換地設計及び換地計画の作成（変更を含む）に関する業務契約を締結する場合
  - (3) 事業計画変更に関する業務契約を締結する場合
  - (4) 直接施行に関わる業務契約を締結する場合
- 2 施行者は、1件の金額が百万円以上になると見込まれる契約について、単独随意契約を行

う場合又は前項に規定する業務以外の業務について、市内事業者以外の事業者による入札又は見積書の徴収を行う場合は、入札又は見積書の徴収に関する承認申請書（第15号様式）をあらかじめ市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 3 市長は、入札又は見積書の徴収に関する承認申請書を審査し、承認する場合は、入札又は見積書の徴収に関する承認通知書（第16号様式）により施行者に通知するものとする。

## 第7章 事業実施に関する報告

（事業の実施状況に関する報告）

第22条 施行者は、上半期終了時点における事業遂行状況について、当該年度の10月15日までに事業遂行状況報告書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 施行者は、当該補助金に係る事業が翌年度にわたるときは、当該年度の末日までに年度終了実績報告書（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告書）

第23条 施行者は、当該補助金に係る事業が完了した場合は、事業の完了後10日以内又は事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（第19号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金規則第14条第1項第3号から第5号に掲げる書類については、同条第4項の規定に基づき、完了実績報告書への添付を省略できる。
- 3 施行者は、消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費とする場合にあっては、前項の完了実績報告書を提出するにあたって、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを当該補助金等の額から減額して提出しなければならない。

## 第8章 補助金の請求及び返還

（補助金の額の確定）

第24条 市長は、第22条第2項又は前条第1項の規定に基づき報告書の提出を受けた場合において、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該報告書に基づき第7条、第10条及び第13条で定めるところにより算出した額と、補助金の交付決定又は変更承認に係る額のいずれか低い額をもって補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第20号様式）により施行者に対して通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第25条 施行者は、前条に規定する通知書を受領後、補助金請求書（第21号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理した後、施行者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付決定及びこれに付した条件又は関係法令等に違反したとき
- (3) 天災地変その他の事情変更により、事業を中止し、又は廃止したとき
- (4) 施行者が第4条第2項各号のいずれかに該当するとき

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第27条 施行者は、消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費とする場合にあっては、第23条第1項に基づく報告書提出後に消費税の申告により当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第22号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。

(補助金の返還)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金返還請求書(第23号様式)により、期日を定めてその返還を施行者に求めることとする。

- (1) 第26条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているとき
- (2) 前条の報告により、補助金返還相当額があったとき

(違約加算金及び延滞金)

第29条 施行者は、前条第1号の規定により補助金の返還を求められた場合のうち、返還事由が第26条第1項第1号、第2号及び第4号に該当するときは、その返還要求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を市に納付しなければならない。

2 施行者は、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(違約加算金の計算)

第30条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときには、当該返還を求められた額に

達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、施行者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

第31条 第29条第2項の規定により延滞金の納付を求められた場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

### 第9章 雑則

#### (施行者の義務)

第32条 施行者は、補助金交付対象事業に係る収入、支出に関する帳簿、証拠書類、その他補助金交付対象事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から10年間整理保管しなければならない。

- 2 施行者は、事業の完了後においても、本市が行う整備効果検証に協力するよう努めなければならない。

#### (技術的助言)

第33条 市長は、この要綱による補助を受けようとする者に対し、事業計画作成のための技術的援助等を行うことができる。

#### (検査)

第34条 市長は、必要があると認めるときは、施行者に対し必要な指示を行い、報告を求め、若しくは補助金に係る書類等を検査することができる。

#### (遂行命令)

第35条 市長は、施行者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めるときは、施行者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを求めることができる。

- 2 市長は、施行者が前項の求めに反したときは、施行者に対し、事業の遂行の一部停止を求めることができる。

#### (是正のための措置)

第36条 市長は、第22条、第23条又は第34条の規定に基づき報告書の提出を受けた場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるよう施行者に求めることができる。

(監督等)

第37条 市長は、施行者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、補助金の適正な執行を確保するため、必要な勧告、助言又は指導を行うことができる。

(まちづくりへの協力)

第38条 この要綱による補助を受け、又は受けようとする施行者は、次の事項について、横浜市の施策に協力するよう努めるものとする。

- (1) 事業の施行地区を含む都市計画上必要な区域において、都計法第12条の4に規定する地区計画等を定めること。
- (2) 事業の施行地区に含まれる保全すべき山林を保全すること。
- (3) 事業の完了後に行う整備効果検証に係る資料の提出。

(委任)

第39条 市長は、補助金の交付に関し、この要綱に定めるもののほか、関連法令及びその他関連通達等に定めるところにより行わなければならない。

2 市長は、事業の実施に必要な細目を別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 横浜市土地区画整理事業補助金交付要綱（平成13年1月31日制定都事第411号、平成28年1月21日改正都市調第698号）は廃止する。
- 3 横浜市都市再生区画整理事業補助金交付要綱（平成14年9月3日制定都事第154号、平成28年1月21日改正都市調第699号）は廃止する。

(経過措置)

- 4 この要綱の施行前に、横浜市土地区画整理事業補助金交付要綱（平成13年1月31日制定都事第411号、平成28年1月21日改正都市調第698号）又は横浜市都市再生区画整理事業補助金交付要綱（平成14年9月3日制定都事第154号、平成28年1月21日改正都市調第699号）に基づいてなされた、承認、決定、その他行為については、この要綱による相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 5 この要綱の施行日において、法第14条第1項又は第3項に基づき事業計画の認可を横浜市長に申請している地区については、要綱第11条に規定する事前協議は完了しているものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日において、国と無電柱化推進計画事業補助金に関する協議を実施している施行者は、要綱第16条の規定にかかわらず、国との協議結果に基づき、速やかに実施計画

の変更を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

横 浜 市 長

住 所  
氏 名

横浜市土地区画整理事業補助金に係る  
実施計画事前協議申出書

下記の事業について、横浜市土地区画整理事業補助金交付要綱の適用を受けたいので、補助金交付要綱第14条に基づき実施計画の事前協議を申し出ます。

1 事業計画名 : 地区土地区画整理事業

2 事業の目的及び内容 :

3 事業の施行予定期間 : 年度から 年度

4 交付の申請を予定している補助金

<input type="checkbox"/>	組合等区画整理事業補助金
<input type="checkbox"/>	都市再生区画整理事業補助金
<input type="checkbox"/>	無電柱化推進計画事業補助金

(↑申請を予定している補助金に○)

5 添付書類

(1) 実施計画書(案)

※国土交通省が定める様式に準じて作成すること

(2) その他

様

横浜市長

印

横浜市土地区画整理事業補助金に係る  
実施計画事前協議完了通知書

年 月 日 第 号で提出のありました次の事業に係る事前協議については、次のとおり完了したので通知します。

1 事業計画の名称 : 地区土地区画整理事業

2 事業の施行予定期間 : 年度から 年度

(3 その他)

(必要に応じて記載すること)

担当

都市整備局 課

電話

横 浜 市 長

申請者 住 所  
          施行者  
          代表者名

横浜市土地区画整理事業補助金に係る  
実施計画承認申請書

下記の事業について、横浜市土地区画整理事業補助金交付要綱の適用を受けたいので、補助金交付要綱第15条に基づき実施計画の承認を申請します。

- 1 事業の名称               :       地区土地区画整理事業
- 2 事業の目的及び内容:
- 3 事業の施行期間        :       年度から       年度

4 交付の申請を予定している補助金

<input type="checkbox"/>	組合等区画整理事業補助金
<input type="checkbox"/>	都市再生区画整理事業補助金
<input type="checkbox"/>	無電柱化推進計画事業補助金

(↑申請を予定している補助金に○)

5 添付書類

- (1) 実施計画書  
      ※国土交通省が定める様式に準じて作成すること
- (2) 実施計画事前協議完了通知書の写し
- (3) その他

第4号様式

第 年 月 日

施行者  
代表者名 様

横浜市長 印

横浜市土地区画整理事業補助金に係る  
実施計画承認通知書

年 月 日 第 号で申請のありました次の事業に係る実施計画については、次のとおり承認したので通知します。

1 事業の名称 : 地区土地区画整理事業

2 事業の施行期間 : 年度から 年度

(3 その他)  
(必要に応じて記載すること)

担当  
都市整備局 課

電話

横 浜 市 長

申請者 住 所  
          施行者  
          代表者名

横浜市土地区画整理事業補助金に係る  
実施計画変更承認申請書

年 月 日 第 号で承認を受けた 地区土地区画整理事業実施計画については、次のとおり内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更内容

変更する事項	変更前	変更後	備考

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更後の実施計画書  
    ※国土交通省が定める様式に準じて作成すること
- (2) 新旧対照表
- (3) その他

施行者  
代表者名 様

横浜市長 印

横浜市土地区画整理事業補助金に係る  
実施計画変更承認通知書

年 月 日 第 号で申請のありました 地区土地区画整理事業実施計画の変更については、次のとおり承認したので通知します。

1 変更承認内容

変更項目	承認（決定）内容		備考
	変更前	変更後	

(2 その他)  
(必要に応じて記載すること)

担当  
都市整備局 課  
電話

横 浜 市 長

(申請者)  
住 所  
施 行 者  
代表者名

年度 横浜市土地区画整理事業補助金交付申請書  
( 地区土地区画整理事業)

年度横浜市土地区画整理事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市土地区画整理事業補助金交付要綱を遵守します。

1 事業の名称

地区土地区画整理事業

2 事業の目的及び内容

3 事業の完了予定日

年 月 日

4 補助金交付申請額

円

(内訳)

組合等区画整理事業補助金	:	円
都市再生区画整理事業補助金	:	円
無電柱化推進計画事業補助金	:	円

5 添付書類

- (1) 交付申請額の算出根拠及び経費の配分に関する書類
- (2) 関係図面

※添付書類は、社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成23年3月11日国官会第2379号）及び都市局所管国庫補助金交付申請等要領（平成13年6月27日国都総第2000号）に準じて作成すること。また、複数の補助金を申請する場合は、それぞれの補助金別に添付書類を作成すること。

第 8 号様式

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H		
			T S H		

注) 代表者又は役員が法人その他の団体の場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む）についても記載してください。

横浜市暴力団排除条例第 8 条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。  
また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

施行者名  
代表者名※

※代表者が土地区画整理組合の理事長の場合は、記名のうえ、組合の理事長印を押印することで、本人確認のための書類（マイナンバーカード、運転免許証、登記書類、印鑑証明書など）の添付を省略できます。

土地区画整理組合以外の場合は記名のうえ、本人確認のための書類を添付してください。

施行者

様

横浜市長

印

年度 横浜市土地区画整理事業補助金交付決定通知書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で交付申請のありました 年度横浜市土地区画整理事業補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1 交付金額

	円	
(内訳)	組合等区画整理事業補助金	: 円
	都市再生区画整理事業補助金	: 円
	無電柱化推進計画事業補助金	: 円

2 支払期限

適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内

3 交付条件

- (1) 横浜市土地区画整理事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、補助金交付決定額等、交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (2) 要綱第20条の規定に基づき、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (3) 要綱第23条の規定に基づき、事業が完了したときは、完了実績報告書を市長に提出してください。
- (4) 要綱第26条の規定に基づき、施行者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき等は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (5) 要綱第32条の規定に基づき、補助金交付対象事業に係る収入、支出に関する帳簿、証拠書類、その他補助金交付対象事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、年度末まで整理保管してください。
- (6) 要綱第34条の規定に基づき、この補助金について必要があると認めるときは、指示を行い、報告を求め、又は検査を行うことがあります。
- (7) その他、横浜市補助金等交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び要綱に定める事項について遵守してください。

担当

都市整備局

電話

課

横 浜 市 長

(申請者)  
住 所  
施 行 者  
代表者名

年度 横浜市土地区画整理事業補助金交付申請取下申請書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度横浜市土地区画整理事業補助金について、次のとおり当該交付申請の取下げを申請します。

1 事業の名称

2 補助金等交付決定額

円

(内訳)	組合等区画整理事業補助金	:	円
	都市再生区画整理事業補助金	:	円
	<u>無電柱化推進計画事業補助金</u>	:	円

3 取下げの理由

横 浜 市 長

(申請者)  
住 所  
施 行 者  
代表者名

年度 横浜市土地区画整理事業補助金交付決定変更申請書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度横浜市土地区画整理事業補助金の変更について、次のとおり交付決定の変更を申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市土地区画整理事業補助金交付要綱を遵守します。

1 事業の名称

2 変更申請理由

3 変更内容

変更する事項	変更前	変更後	増▲現	備考

※補助金交付決定額を変更しようとするときは、第7号様式の添付書類に準じて作成した資料を添付すること。このとき、変更前を上段（ ）として、変更後の内容を下段に記載すること。

※事業完了期日の変更により補助金の繰越をしようとするときは第11号様式別紙を添付すること。

第11号様式 別紙

分 費 目	区	交付決定額	年度末執行 見込み額	繰越額	不用額	年度末 進捗率	完了予定 年月日 ・摘要
		(A)	(B)	(C)	A-B-C	B/A (%)	
総事業費							
補助対象事業費							
内 訳	本工事費 (内訳)						
	付帯工事費 (内訳)						
	用地費及び補償費 (内訳)						
	換地諸費 (内訳)						
補助金額							

※完了期日の変更とあわせて補助金交付決定額、経費の配分及び事業内容を変更しようとするときは変更前を上段（ ）として、変更後の内容を下段に記載すること

※複数の補助金の交付決定を受けている場合は補助金別に作成すること

施行者  
代表者名

様

横浜市長

印

年度 横浜市土地区画整理事業補助金交付決定変更承認通知書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で申請のありました 年度横浜市土地区画整理事業補助金に関する変更については、次のとおり承認したので通知します。

1 変更承認内容

変更項目	承認（決定）内容		備考
	変更前	変更後	

(2 条件)

(必要に応じて記載すること)

担当  
都市整備局 課  
電話

横 浜 市 長

(申請者)  
住 所  
施 行 者  
代表者名

年度 横浜市土地区画整理事業補助金交付決定取消申請書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度横浜市土地区画整理事業補助金について、次のとおり交付決定の取消しを申請します。

- 1 補助金交付決定額
- 2 補助金執行額
- 3 補助金交付決定取消申請額
- 4 補助金交付決定取消申請理由  
(具体的かつ詳細に記載すること)
- 5 関係書類  
別添のとおり  
※既に実施した部分がある場合は、実施した部分について第19号様式に準じて報告書を作成し、添付すること

第14号様式

第 号  
年 月 日

施行者  
代表者名

様

横浜市長

印

年度 横浜市土地区画整理事業補助金交付決定取消承認通知書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で申請のありました 年度横浜市土地区画整理事業補助金に関する取消しについて承認したので通知します。

1 補助金交付決定額

2 補助金交付決定取消額

(3 取消の条件)  
(必要に応じて記載)

担当  
都市整備局 課  
電話

横 浜 市 長

(申請者)  
住 所  
施 行 者  
代表者名

年度 横浜市土地区画整理事業補助金に係る入札又は見積書の徴収に関する承認申請書  
( 地区土地区画整理事業)

年度横浜市土地区画整理事業補助金について、入札又は見積書の徴収に関する承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 業務件名 (契約予定件名)

2 業務内容

3 設計金額

4 承認を受けたい事項

<input type="checkbox"/>	市内事業者以外の者による入札又は見積書の徴収の実施
<input type="checkbox"/>	入札又は2者以上の見積書の徴収によらない契約の締結

(↑該当する事項に○)

5 承認を受けたい理由  
(具体的かつ明確な理由を記載)

施行者

様

横浜市長

印

年度 横浜市土地区画整理事業補助金に係る入札又は見積書の徴収に関する承認通知書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で申請のありました 年度横浜市土地区画整理事業補助金に係る入札又は見積書の徴収に関する承認申請については、次のとおり承認したので通知します。

1 承認する業務件名

2 承認する事項

<input type="checkbox"/>	市内事業者以外の者による入札又は見積書の徴収の実施
<input type="checkbox"/>	入札又は2者以上の見積書の徴収によらない契約の締結

(↑該当する事項に○)

3 条件その他

担当  
都市整備局 課  
電話

第17号様式

第 号  
年 月 日

横 浜 市 長

(申請者)  
住 所  
施 行 者  
代表者名

年度 横浜市土地区画整理事業補助金事業遂行状況報告書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度横浜市土地区画整理事業補助金について、別紙のとおり 年9月末日現在の実施状況について報告します。

- 1 遂行状況総括表  
別紙1のとおり
- 2 実施状況内訳表  
別紙2のとおり

※複数の補助金の交付決定を受けている場合は、上記1及び2について補助金別に作成すること

第17号様式 別紙1 遂行状況総括表

(千円)

		総事業費	補助対象事業費	補助金額	備考
上半期 末時点の 状況	交付決定額				
	契約済額				
	出来高(額)				
今後の見 込額	交付申請額				
	契約額				
決算 見込額	交付決定額 A				
	執行額 B				
	不用額 A - B				



横 浜 市 長

(申請者)  
住 所  
施 行 者  
代表者名

年度 横浜市土地区画整理事業補助金年度終了実績報告書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度横浜市土地区画整理事業補助金の年度末における実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額及び年度末執行額等

	総額	(内訳)		
		組合等区画整理事業補助金	都市再生区画整理事業補助金	無電柱化推進計画事業補助金
当初交付決定額	円	円	円	円
最終交付決定額	円	円	円	円
年度末執行額	円	円	円	円
翌年度繰越額	円	円	円	円
不用額	円	円	円	円

2 添付書類

- (1) 年度終了実績報告調書
- (2) 実施状況内訳表
- (3) 契約状況内訳表
- (4) 終了箇所図
- (5) 補助金の対象となる委託契約及び工事請負契約等について支出を証する書類
- (6) 写真等事業の実績がわかる書類

※複数の補助金の交付決定を受けている場合は上記(1)から(5)について補助金別に作成すること

第18号様式 添付書類(1) 年度末実績報告調書

交付決定の内容			年度内遂行実績					翌年度繰越額			事業実施期間		摘要	
事業費 A	補助対象額	補助金額	事業費支払額実績				工事の進捗率 %	補助金受入額	事業費 C	補助金額	C / A	着手年月日		完了予定年月日
			支払済額	支払義務額	計 B	B / A %								

支払済額：終了実績報告書提出日までの支払額及び3月31日までに支払う予定の額

支払義務額：当該年度事業費として、翌年度出納閉鎖期間中に支払う予定の額

工事の進捗率：工事のうち、本工事費に係る進捗率



第18号様式 添付書類(3) 契約状況内訳表

(単位：円)

補助対象地区名	地区
---------	----

交付申請額		申請日	交付決定額		決定日
第1回			第1回		
第2回			第2回		
第3回			第3回		
合計	円		合計	円	

		1	2	3	4	5	6	合 計
契 約 名								
契約金額								
内 訳	補助対象事業費							
	他の補助対象事業費							
	事業者単独費							
契約相手方								
契約年月日								
(変更契約年月日)								
(変更後の契約額)								
契約工期								
着手年月日								
完了(予定)年月日								

年度末出来高（金額）							
年度末出来高に対する支払状	前払年月日						
	前払金額						
	部分払年月日						
	部分払金額						
	終了払年月日						
	終了払金額						
	合計金額						
交付決定額							
補助金既受領額							
補助金今回請求額							
補助金翌年度繰越額							
補助金不用額							

横 浜 市 長

(申請者)  
住 所  
施 行 者  
代 表 者 名

年度 横浜市土地区画整理事業補助金完了実績報告書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度横浜市土地区画整理事業補助金に係る事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額及び年度末執行額等

	総額	(内訳)		
		組合等区画整理事業補助金	都市再生区画整理事業補助金	無電柱化推進計画事業補助金
当初交付決定額	円	円	円	円
最終交付決定額	円	円	円	円
精算額	円	円	円	円
不用額	円	円	円	円

2 事業の施行期間

年 月 日から 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実施総括表
- (2) 実施状況内訳表
- (3) 契約状況内訳表
- (4) 残存物件調書
- (5) 残材料調書
- (6) 発生物件調書
- (7) 補助金対象事業に係る委託及び工事等について支出したことを証する書類
- (8) 事業完了写真

※(4)～(6)は該当がない場合は添付不要

※複数の補助金の交付決定を受けている場合は上記(1)～(7)について補助金別に作成すること





第19号様式 添付書類(3) 契約状況内訳表

(単位：円)

補助対象地区名	地区
---------	----

交付申請額		申請日	交付決定額		決定日
第1回			第1回		
第2回			第2回		
第3回			第3回		
合計	円		合計	円	

		1	2	3	4	5	6	合 計
契 約 名								
契約金額								
内 訳	補助対象事業費							
	他の補助対象事業費							
	事業者単独費							
契約相手方								
契約年月日								
(変更契約年月日) ※								
(変更後の契約額) ※								
契約工期								
着手年月日								
完了年月日								
完了金額								

完了金額に対する支払状況	前払年月日							
	前払金額							
	部分払年月日 ※							
	部分払金額 ※							
	完了払年月日							
	完了払金額							
	合計金額							
交付決定額								
補助金既受領額								
補助金今回請求額								
補助金不用額								

※複数回行っているときは行を追加して記載すること

第19号様式 添付書類(4) 残存物件調書

取得事業年度	品名	取得価額(円)	取得年月日	評価時期	耐用年数	経過期間	残存率(残存年月)	残存価額(円)	継続使用部分		精算分	
									当該年度保管事務所	翌年度保管事務所	残存価額(円)	返納額(円)

第19号様式 添付書類(5) 残材料調書

取得事業年度	品名	形状・寸法	数量	取得単価(円)	金額(円)	備考

第19号様式 添付書類(6) 発生物件調書

品名	形状・寸法	数量	単価(円)	売却または評価額(円)	処分費用(円)	備考

施行者

様

横浜市長

印

年度 横浜市土地区画整理事業補助金額確定通知書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で報告のありました 年度横浜市土地区画整理事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

(年度終了実績報告を受けたとき)

	総額	(内訳)		
		組合等区画整理事業補助金	都市再生区画整理事業補助金	無電柱化推進計画事業補助金
最終交付決定額	円	円	円	円
補助金の確定額	円	円	円	円
翌年度繰越額	円	円	円	円
不用額	円	円	円	円

(完了実績報告を受けたとき)

	総額	(内訳)		
		組合等区画整理事業補助金	都市再生区画整理事業補助金	無電柱化推進計画事業補助金
最終交付決定額	円	円	円	円
補助金の確定額	円	円	円	円
支払済補助金額	円	円	円	円
支払予定補助金額	円	円	円	円
補助金返還額	円	円	円	円

担当  
都市整備局 課  
電話

横 浜 市 長

(請求者)  
住 所  
施 行 者  
代表者名

年度 横浜市土地区画整理事業補助金請求書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で報告のありました 年度横浜市土地区画整理事業補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

¥ \_\_\_\_\_ . ー

2 振込先

金融機関名	銀行	
	信用金庫	支店
種 別	普 通 ・ 当 座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

口座名義人が代表者と異なるときは、代表者による振込依頼書を提出してください。

横 浜 市 長

(請求者)  
住 所  
施 行 者  
代表者名

消費税仕入控除税額報告書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた横浜市土地区画整理事業補助金  
に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額  
円
- 2 消費税の申告の有無  
有 ・ 無
- 3 仕入控除税額の計算方法  
一般課税 ・ 簡易課税
- 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額  
円
- 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
円
- 6 補助金返還相当額 (5から4の額を差し引いた額)  
円

(注)

- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

第 号  
年 月 日

施行者

様

横浜市長

印

年度 横浜市土地区画整理事業補助金返還請求書  
( 地区土地区画整理事業)

年 月 日 第 号で額の確定を通知した 年度横浜市土地区画整  
理事業補助金については、次のとおり補助金の返還を請求します。

1 返還金額

円

2 返還期限

年 月 日

3 返還請求理由

担当  
都市整備局 課  
電話